

令和元年5月20日

ヤフー株式会社

広告ご担当・コンプライアンス担当者 様

新型出生前診断（NIPT）に関する不適切な広告についての要望書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社は検索内容に連動をした様々な広告サービスを提供していると存じます。その中で、公共の利益に反すると思われる広告がありますので、対応をご検討いただきたく連絡させていただきました。対象となる広告は、「新型出生前診断（NIPT）」に関連したキーワードに対する広告になります。

NIPTについては平成25年3月9日、日本産科婦人科学会は「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査指針」を公表し、本検査は遺伝カウンセリング体制の整った認定施設でのみ実施可能であることとしています。この指針を受けて、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本人類遺伝学会、日本医学会、日本医師会の5団体は、医師にこの指針の遵守を求める共同声明を発出しています。加えて、平成25年3月13日、厚生労働省は母子保健課課長通知として、「『母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査』の指針等について（依頼）」（雇児発母0313第2号）を発出し、当該指針の遵守を求めています。

このような対応がなされている理由は、NIPTはその結果が人工妊娠中絶につながるものであり、社会的に多くの議論があり、遺伝カウンセリングなどを兼ね備えた慎重な検査体制での実施が必要であると考えられるからです。また、妊婦さんが検査や子どもを持つということについて正しく理解して自分の意思で検査を受けるか否かを判断することが重要であり、妊婦さんが検査を受けることによって不利益を被ることがないようにするためです。

そのような中、平成28年後半からごく一部の医療機関が指針と通知を無視して日本医学会の認定を受けずに検査の提供を始めました。産婦人科医でない医師が、血液検体を海外の検査会社にとってNIPTを実施しています。こうした施設では検査前に遺伝カウンセリングが行われていないことが多く、検査で染色体疾患が疑われても結果が郵送のみで十分な情報提供が行われず、妊婦さんやその家族がどうしていいかわからず混乱するというケースなどが報告されており、妊婦さんが不利益を被る事態を引き起こしています。

これらの医療機関は、貴社のサービスを活用して積極的な広告を行い、多くの妊婦を集めています。近年、多くのメディアにおいてもこの問題が取り上げられており、NIPTの無認可施設が貴社のサービスを用いて妊婦を募っているという実態は大きな社会的な問題となっています。倫理観が求められる検査の広告に当たっては貴社にも企業としての倫理観が求められます。つきましては、貴社がこのような不適切な広告を行うことを、直ちに中止していただきますよう要望する次第であります。以上、よろしくお取り計らいくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

NIPT コンソーシアム

代表 左合 治彦（国立成育医療研究センター 周産期・母性診療センター長）

事務局 関沢 明彦（昭和大学医学部 産婦人科学講座 教授）